

回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第 9 号	平成30年7月23日	伊予市役所	総務部財政課
題 目（テーマ）：公衆電話の設置			
提 案 内 容（要旨）			
昨今、公衆電話が減ってきており、不便することが多い。市役所ロビー等各所に設置できないものか？			
回 答 内 容			
<p>公衆電話の設置についてのご要望にお答えさせていただきます。</p> <p>公衆電話には、国の基準に基づき、人口集中度に応じておおむね500m四方又は1km四方ごとに設置されているものと、基準に基づくものでなく、大型商業施設など、一定利用が見込める場所に、設置されるものとがございます。</p> <p>市庁舎への設置については、後者の取扱いとなり以前は設置されておりましたが、携帯電話の普及により、公衆電話の利用が減り、西日本電信電話株式会社の廃止基準である月平均利用額が4,000円を下回ることとなったため、撤去されました。</p> <p>この経緯から、折角のご要望ではございますが、設置することは極めて困難と考えております。</p> <p>伊予市におきましては、来庁者で携帯電話を持たれていない方に対しましては、緊急に連絡する必要がある場合には、総合案内にお声かけ頂ければ、お電話をお貸しすることで対応いたしておりますので、お気軽にご利用ください。</p>			